

報告第9号

令和7年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計繰越明許費に係る繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和7年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計繰越明許費に係る繰越しについて、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

豊川市長 竹本幸夫

令和7年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	事業完了(予定)	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 事業費	1 工事費	土地区画整理事業費	令和8年5月	円 37,885,000	円 37,884,509	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 37,884,509